大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月４日
香川県知事　浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
大規模小売店舗の名称及び所在地	丸亀中府モール 丸亀市中府町一丁目５番地１　外
	１　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１）荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

位置（別添資料−３）	面積
H棟北東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設①）	48.0平方メートル
N棟北東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設②）	84.0平方メートル
H棟北東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設③）	24.0平方メートル
NW棟南東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設④）	24.0平方メートル
H棟南西側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設⑤）	50.0平方メートル
H棟南西側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設⑥）	―
合計	230.0平方メートル

【変更後】

位置（別添資料−３）	面積
H棟北東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設①）	48.0平方メートル
N棟北東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設②）	84.0平方メートル
H棟北東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設③）	24.0平方メートル
NW棟南東側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設④）	24.0平方メートル
H棟南西側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設⑤）	40.0平方メートル
H棟南西側（資料−３　平面図兼配置図上に記載・荷さばき施設⑥）	40.0平方メートル
合計	260.0平方メー

	トル

2　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハローズ	午前0時	午後12時	H棟
株式会社ザグザグ	午前8時	午後10時	H棟
株式会社ワッツ西日本販売	午前8時	午後10時	H棟
株式会社高橋ふとん店	午前8時	午後10時	NW棟
有限会社ユー･テック	午前8時	午後10時	N棟

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハローズ	午前0時	午後12時	H棟
株式会社ザグザグ	午前9時	午後12時	H棟
株式会社ワッツ西日本販売	午前8時	午後10時	H棟
株式会社高橋ふとん店	午前8時	午後10時	NW棟
有限会社ユー･テック	午前8時	午後10時	N棟

変更しようとする事項

（2）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】

荷さばき施設№	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設③	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設④	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設⑤	午後9時00分～午前7時00分
荷さばき施設⑥	ー

【変更後】

荷さばき施設№	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設③	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設④	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設⑤	午後9時00分～午前7時00分
荷さばき施設⑥	午前0時00分～午前6時00分

変更する年月日	平成30年11月21日
変更する理由	営業政策のため

上記の変更に係るもの以外の事項

1　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,797平方メートル

2　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（1）駐車場の位置及び収容台数

位置（別添資料－3）	収容台数
建物敷地内（資料－3　平面図兼配置図上に記載・駐車場）	255台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

位置（別添資料－3）	収容台数
NW棟南西側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・駐輪場①）	45台
H棟南西側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・駐輪場②）	50台
H棟南西側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・駐輪場③）	40台
H棟南西側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・駐輪場④）	10台
合　　計	145台

（3）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置（別添資料－3）	容　量
H棟内北東側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・廃棄物保管施設①）	47.25立方メートル
H棟内北側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・廃棄物保管施設②）	8.55立方メートル
H棟北東側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・廃棄物保管施設③）	2.70立方メートル
NW棟内南東側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・廃棄物保管施設④）	9.60立方メートル台
合　　計	68.10立方メートル

3　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（1）来客が駐車場を利用することができる時間帯
　24時間

（2）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場№.（別添資料－3）	出入口の数	位置
駐車場	4箇所	建物敷地北西側及び南東側（資料－3　平面図兼配置図上に記載・入口①、出口②、入口③、出口④）

2. 届出年月日

平成30年11月8日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	平成30年12月４日から平成31年４月４日まで

4. 意見書の提出

法第８条第２項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成31年４月４日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ　事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ　意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ　意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ